

令和4年4月28日

保護者様

丹波篠山市教育長

新型コロナウイルス感染症に係る学校園の対応について

(令和4年4月29日時点)

保護者のみなさまにおかれましては、丹波篠山市の教育行政にご理解とご協力賜り厚くお礼を申し上げます。一昨年度から続く、新型コロナウイルス感染症に関して、家庭での手洗いや検温等による感染拡大防止に取り組んでいただき感謝いたします。

さて、去る令和4年4月25日に「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」が改定されました。これをうけて、丹波篠山市では「新型コロナウイルス感染症に係る学校園の対応について」令和4年4月29日から以下の通りといたします。

なにとぞ趣旨をご理解の上、感染拡大防止に向けてご協力をお願いいたします。なお、今後、状況が変わる場合、学校園や市ホームページなどでお知らせします。

記

1 学校園の教育活動について

- ・「学校園に持ち込まない、学校園内に広げない」を基本に、十分な感染防止対策を実施したうえでを行います。
- ・校園外から多人数を呼び込むような校園内行事（運動会等）を実施する際には、マスク着用、消毒はもとより体調不調の場合は来校を自粛していただくなど感染防止対策の徹底を周知するとともに、1回当たりの参加人数の制限や座席の間隔を広く取るなどの対応を行います。
- ・県外での活動は、実施地域の感染状況や都道府県等の対応、受入先の意向、参加人数、移動方法、活動中に感染者が確認された場合の対応などを十分確認のうえ、感染防止対策を徹底して実施します。
- ・オリエンテーション合宿等、宿泊を伴う活動は、県内・県外とも、感染症防止対策が確認される宿泊施設に限定します（学校園は不可）。
- ・原則としてマスク（感染防止効果が高い不織布マスク着用を奨励）を着用します。ただし、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日および本人が息苦しさをを感じる場合は、十分な身体的距離の確保や会話をしないなど感染防止対策をとった上で、未着用も可とします。

2 園児児童生徒の登下校園について

- ・お子様の健康観察を引き続き徹底し、本人が「感染」や「濃厚接触者」になった場合、発熱や咳等の症状がある場合、または同居の家族が、未診断の発熱等の症状が見られるときにも、登校園しないことを徹底してください。
- ・同居の家族が、濃厚接触者や行政検査の対象者になった場合は、特に登校園を控える必要はないこととします。ただし、同居の家族に発熱や咳等の症状が見られない場合とします。（今後の感染状況によっては出席停止等必要な措置を講じる場合があります。）

3 家庭における感染防止対策について

- ・家庭内においても、手洗い、うがいなど感染防止に努めてください。
- ・外出する場合は、マスク等の着用を心がけてください。
- ・基本的な生活習慣を維持するとともに、免疫力を高めるため、バランスの良い食事を心がけ、十分な栄養と睡眠を取るようになしてください。
- ・毎日の登校園前の健康観察を徹底し、お子様が、「感染」した場合、「濃厚接触者」と確認された場合や「感染の疑いがある」場合には、速やかに学校園へ連絡をいただくようお願いいたします。また、夜間や休日、長期休業日など、学校園に連絡がつかない場合は、インターネットを利用した連絡システムを、パソコン、スマートフォン等からご利用ください。入力されますと、その情報が学校園に届くことになっています。

連絡先アドレス

<https://eri.tambasayama.jp/202012tbs3144/>



- ・学習塾やスポーツ活動等の習い事に通う場合においても、事業者が実施している感染防止対策を遵守し、お子様及び同居の家族に発熱や咳等の症状がある場合は参加しないようお願いいたします。また、行き帰りには、マスクの着用を徹底し、コンビニでの飲食、会話などは避け、速やかに帰宅させてください。
- ・大型連休（GW）や長期休業期間においても感染防止対策を十分に行ったうえでの生活を心がけていただきますようお願いいたします。

4 中学校部活動について

- ・十分な感染防止対策を実施したうえで、部活動（練習試合、合宿等を含む）を行います。
- ・活動日及び時間は、平日（4日）で2時間程度、土日のいずれか1日で3時間程度とします。
- ・県外での活動及び合宿は、実施地域の感染状況や都道府県等の対応、受入先の意向、参加人数、移動方法、活動中に感染者が確認された場合の対応などを十分確認のうえ、感染防止対策を徹底して実施します。
- ・宿泊を伴う活動は、県内・県外とも、感染防止対策が確認される宿泊施設に限定します。（学校は不可）
- ・学校関係者（児童生徒・教職員・部活動指導員等）以外の参加がある場合は、感染防止対策を徹底する。
- ・兵庫県はもとより全国的な感染拡大の状況、生活全般にわたる人の流れを抑制する対策の取扱い等を踏まえ、活動内容や活動エリアの制限等について適宜検討します。